令和６年度経営所得安定対策のご案内

～交付申請は6月30日まで～

1 高収益作物に対する助成
（水田活用の直接支払交付金　産地交付金）

◇経営所得安定対策に加入し、水田で出荷・販売を目的として、野菜等を生産する農業者に対して、支援を行います。交付単価・交付要件は、2ページをご参照ください。

交付対象水田について

令和４年から令和８年の５年間に一度も水稲作付(水張り)が行われていない農地は交付対象としません。

＜※水張りの要件＞

水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。

例外的に、以下のすべてに該当する場合は、水稲作付（水張り）を行ったとみなします。

① 湛水管理を１か月以上行う（地域農業再生協議会による確認）

② 連作障害による収量低下が発生していない（客観的に確認できる書類による確認を基本とする）

３年間何も作付けしていない農地は、４年目から交付対象外になります。

６月３０日までに「経営所得安定対策交付金交付申請書」を交野市（交野市農業再生協議会）にご提出ください。

〇どの作目についても営農計画書の転作作物の欄に、**交付申請をする「作物名」を必ず記載してください。**
〇営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。
〇大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府（市）の認証を受けていることが必要です。
〇野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。
〇「担い手の育成」の加算を受けるためには１０月１日現在で認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。
〇主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません。（水稲の裏作野菜は不可）

（R6.4.16版）

交付単価および交付要件

※交付メニュー、単価等については、国と協議中です。
単価は当初配分を元に設定しているため、追加配分や申請状況等によって変わる可能性があります。

	対象作物	要件等	交付単価
①	地産地消作物（なにわ特産品含む）	令和６年度中に、出荷・販売していること（戦略作物※1、たけのこ、そば、②、③、④の対象作物を除く）※果樹は**令和３年以降の新植分のみ**が交付対象	5,000円/10a
②	有機農業（有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証）	有機JAS認定もしくは大阪エコ農産物認証（農薬・化学肥料不使用）を受けた農産物に対する助成	50,000円/10a
③	大阪エコ農産物（不使用認証以外）	大阪エコ農産物認証（不使用認証以外）を受けた作物に助成	20,000円/10a
	なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	
④	地域振興作物	交野市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた10品目**【たまねぎ、じゃがいも、トマト（ミニトマト含む）、なす、さつまいも、さといも、だいこん、はくさい、キャベツ、軟弱野菜(みずな、ねぎ、しゅんぎく、こまつな、しろな、ほうれんそう、チンゲンサイ)】**に助成	12,000円/10a
⑤	担い手の育成（集落営農以外）	10月1日現在で認定されている認定農業者等※3が作付けする**①～④または⑦の作物に加算**（※別途要件があります）	10,000円/10a
⑥	担い手の育成（集落営農）		20,000円/10a
⑦	エコ大豆・エコ新規需要米等加算※2	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米（米粉用米・ＷＣＳ・飼料用米等）、エコ加工用米に加算	13,000円/10a
⑧	施設園芸加算	高収益作物の収量・品質の安定及び収益力向上につながる施設栽培をする**②、③、④の作物に加算**	12,000円/10a

※１　戦略作物：麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米
※２　新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。
※３　認定農業者（国版・大阪版）、認定新規就農者及び集落営農組織。

１０ａあたりの交付額のイメージ（一例）

施設園芸加算
（12,000円/10a）

担い手の育成(集落営農以外)（10,000円/10a）
担い手の育成(集落営農)（20,000円/10a）

地産地消作物
（5,000円/10a）

有機農業
（有機JAS認定
大阪エコ農産物
不使用認証）
（50,000円/10a）

大阪エコ農産物
（不使用認証以外）・
なにわの伝統野菜
（20,000円/10a）

地域振興作物
（12,000円/10a）

1　有機農業の推進について

有機JAS認定、大阪エコ農産物農薬･化学肥料不使用認証を受けた面積について助成します。

要件（有機JAS認定）
・実需者等に出荷･販売することを目的として、交付対象水田で有機JAS認定を受けていること。
要件（大阪エコ農産物農薬･化学肥料不使用認証）
・交付対象水田で「大阪エコ農産物」農薬･化学肥料不使用認証を受け、令和6年度に出荷･販売を行うもの。

２　施設園芸加算について

令和9年度より産地交付金の対象水田の要件が変更される方針を踏まえ、施設園芸に対して助成します。

要件1
・交付対象水田にビニルハウス等の施設が有り、野菜・花き等が栽培され、出荷されていること。
要件2
・大阪エコ農産物助成、なにわの伝統野菜助成、地域振興作物助成、有機農業助成のいずれかの助成を受けること。
※地産地消作物助成は対象外です。
※交付対象面積は、生産に用いる施設面積になります。

３　大阪ならではの制度を活用した地産地消に取組みませんか？

大阪版認定農業者制度

国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を、大阪府が独自に認定しています。認定を受けた農業者は、府からの技術指導など様々な支援措置を受けることができます。
（申請〆切）令和６年７月１０日まで
（問い合わせ先）交野市役所　総務部　地域振興課

大阪エコ農産物認証制度

農薬の使用回数、化学肥料（チッソ）の使用量が府内の標準の半分以下になるよう府が基準を設定し、その基準を満たす農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売できます。
（申請〆切）令和６年７月１９日まで
（問い合わせ先）交野市役所　総務部　地域振興課

大阪エコ農産物

※1　産地交付金の対象となる水稲は、戦略作物助成対象の新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲）
※2　産地交付金の対象となる大豆は、戦略作物助成対象のみ

（いも類・雑穀類）	２２　ほうれんそう	４４　にがうり	（果樹類）
１　さといも	２３　しゅんぎく	４５　いちご	６３　ぶどう
２　さつまいも	２４　みずな	４６　ピーマン	６４　温州みかん
３　じゃがいも	２５　非結球あぶらな科	４７　えだまめ	６５　かんきつ
４　ヤーコン	葉菜類	４８　さやえんどう	（温州みかんを除く）
５　やまのいも	２６　チンゲンサイ	４９　実えんどう	６６　もも
６　スイートコーン	２７　みつば	５０　さやいんげん	６７　いちじく
	２８　ずいき	５１　未成熟そらまめ	６８　くり
（野菜類）	２９　ふき	５２　れんこん	６９　かき
７　だいこん	３０　たまねぎ	５３　くわい	７０　うめ
８　葉だいこん	３１　ねぎ	５４　とうがん	７１　すもも
９　かぶ	３２　赤しそ	５５　しろうり	７２　なし
１０　にんじん	３３　おおば	５６　にんにく	７３　キウイフルーツ
１１　ごぼう	３４　オクラ	５７　なばな類	
１２　葉ごぼう	３５　モロヘイヤ	５８　まこもたけ	（花き・花木類）
１３　キャベツ	３６　なす	５９　アスパラガス	７４　アイリス
１４　非結球メキャベツ	（水なす含む）		７５　チューリップ
１５　カリフラワー	３７　トマト	（米）	７６　フリージア
１６　ブロッコリー	３８　ミニトマト	６０　水稲　※1	７７　ゆり
１７　はくさい	３９　とうがらし類		７８　けいとう
１８　レタス	４０　ズッキーニ	（豆類　（種実））	７９　きく
１９　非結球レタス	４１　きゅうり	６１　だいず　※2	８０　まつ
２０　しろな	４２　かぼちゃ	６２　ごま	８１　はぼたん
２１　こまつな	４３　すいか		

なにわの伝統野菜認証制度

出荷する野菜が「なにわの伝統野菜」であること、販売する食品・調理品が「なにわの伝統野菜」を原料としていることをＰＲするために認証マークを表示することができます。
（申請〆切）令和６年８月末まで
（問い合わせ先）大阪府中部農と緑の総合事務所　農の普及課　（電話　072-994-1515）

2　戦略作物に対する助成
（水田活用の直接支払交付金　戦略作物助成）

1　交付対象者

○水田で出荷・販売を目的として、麦・大豆・加工用米・新規需要米等の戦略作物を生産する農業者

2　交付単価および交付要件

対象作物	交付単価（10a当たり）
麦・大豆・飼料作物	3.5万円
加工用米	2万円
ＷＣＳ用稲	8万円
米粉用米・飼料用米	収量に応じ 5.5～10.5万円（※）

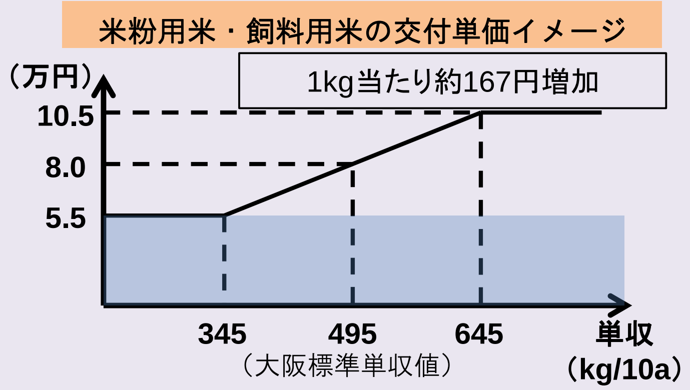

○販売契約の締結又は自家加工販売（直売所等での販売）計画書を提出し、収穫後に出荷・販売が確認できる書類を提出できること

○米粉用米・飼料用米・WCS用稲・加工用米については、国の認定を受けていること

○米粉用米･飼料用米･加工用米については、農産物検査による品位等検査を受ける又は検査を受検しない場合は、品質基準を確保したことが確認できる販売伝票等の写しを提出すること。

※数量払については、当年秋の各地域における標準単収値を作況により調整し、交付単価が決定されます。

3　畑地化促進事業（主な事業内容）

（１）畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物、畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援。
※交付対象水田から除外する取組みであり、地目変更を求めるものではありません。

（２）定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物、畑作物の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援。
※畑地化支援とセットで行う必要があります。
令和６年産から５年間以上継続して高収益作物又は畑作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限る）に応じて、交付金を交付します。

対象作物	畑地化支援（令和6年度単価）	定着促進支援（令和6年度単価）
高収益作物（野菜、果樹、花き等）	14万円/10a	2万円（加工・業務用野菜等の場合3万円）/10a×5年間または10万円（加工・業務用野菜等の場合15万円）/10a（一括）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用トウモロコシ、そば等）	14万円/10a	2万円/10a×5年間または10万円/10a（一括）

4 加入申込み・支払時期
（水田活用の直接支払交付金）

経営所得安定対策の交付金を受けるためには、営農計画書の提出や交付申請等の手続きが必要です。
交付申請は４～６月、交付金の支払は翌年３月ごろの予定です。

４月～６月

経営所得安定対策交付金の交付申請手続き
1．事前申込み（営農計画書に記載）
（水稲共済への加入手続き（営農計画書との一体様式）
（5月10日まで）

作物作付

2．経営所得安定対策交付金交付申請書の提出（6月30日まで）

エコ農産物・大阪版認定農業者の申請は忘れずに！

７月

地域協議会において、作物の作付確認（現地確認）を行います。

※原則として１０月末までに市町村（協議会）へ下記書類を提出してください！
【水田活用の直接支払交付金申請者】
○野菜・花き等の作物 → 販売伝票等の提出
○果樹・植木→販売伝票等の提出
（令和６年度に出荷をしない場合は作業日誌を提出）
○冬作物で出荷伝票が間に合わない等の場合は、別途書類の提出が必要です。

収穫（販売）

１０月～１２月

地域協議会・国において、交付要件の確認（提出書類）を行います。

翌年３月

交付金の支払い
交付金は、国から農家の皆さんが指定した個人の口座に直接振り込まれます。

※経営所得安定対策の交付金については通常の補助金と同様、農業所得として計上し、申告する必要があります。

5 ゲタ・ナラシ対策について

米や麦･大豆などを生産する担い手(｢認定農業者｣､｢認定新規就農者｣､｢集落営農｣等）に対して交付されます。

1　交付対象者

- **「認定農業者」**の方
- **「認定新規就農者」**の方
- **集落営農組織**（規約を有し、共同販売経理を実施しているもの）また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利生の集積」について、各市町村が確実に行われると判断したもの。

2　畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

・対象品目は「麦、大豆、そば、なたね」など
・標準的な生産費と販売価格の差額分を交付

3　米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

・対象品目は「米、麦、大豆」など
・価格下落等の際に、下落額の9割までを補填

※加入申請時（生産年の６月30日まで）に**ナラシ積立申出書**とともに**新たに「出荷・販売契約数量等報告書」等**の提出も必要

※令和３年度から農産物検査を受検しない場合でも、一定の条件を満たせばゲタ・ナラシの対象とすることが出来ます。お問い合わせ下さい。

経営所得安定対策のお問い合わせ先

経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）のお問い合わせ先

交野市農業再生協議会

事務局　交野市役所　総務部　地域振興課
電　話　０７２－８９２－０１２１（内線）２８９、２１７
住　所　交野市私部１丁目１番１号　（交野市役所　本館２階）

経営所得安定対策全般のお問い合わせ先

近畿農政局大阪府拠点
電 話　０６－６９４１－９６５７
フリーダイヤル　０１２０－３８－３７８６